

平成29年度から適用される個人住民税の税制改正

1 給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます

給与所得控除の上限額一覧

区分	現行 (平成26年度～ 28年度課税分)	平成29年度課税分	平成30年度 以後の課税分
上限額が適用される 給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の 上限額	245万円	230万円	220万円

2 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等が義務化されました

平成27年度の税制改正により、平成28年1月1日以後に支払われる給与等または公的年金等に係る確定申告、住民税の申告等で、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、①親族関係書類と②送金関係書類をそれぞれ申告書に添付するか、提出の際に提示しなければならぬこととされました。

(注1)

給与等もしくは公的年金等の源泉徴収または給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出、または提示したこれらの書類については、確定申告書、住民税の申告書に添付または提示を要しないこととされています。

(注2)

国外居住親族が16歳未満であっても、住民税の非課税限度額の適用を受ける方やその親族に係る障害者控除を受けようとする方は、前記の関係書類の添付または提示が必要となります。

①親族関係書類

親族関係書類とは、次の1または2のいずれかの書類（これらの書類が外国語で作成されている場

合には、日本語での翻訳文も必要です。）で、国外居住親族が納税者の親族であることを証するものをいいます。

1 戸籍の附票の写しその他日本

国、都道府県または市区町村が発行した書類および国外居住親族の旅券（パスポート）の写し

2 外国政府または外国の地方公共

共同体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限りません。）

※外国政府または外国の地方公共

団体が発行した書類は、例えば、

戸籍謄本、出生証明書、婚姻証

明書などの書類が該当します。

②送金関係書類

送金関係書類とは、次の1または2のいずれかの書類（これらの書類が外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要です。）で、納税者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行なったことを明らかにするものをいいます。

1 金融機関の書類またはその写

しで、その金融機関が行なう為

替取引により、納税者から国外

居住親族に支払をしたことを明

らかにする書類（送金依頼書な

ど）

2 いわゆるクレジットカード発

行会社が発行した書類またはその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード会社が付したカード等を提示して国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその納税者から受領し、または受領することとなることを明らかにする書類（クレジットカード利用明細書など）

3 金融所得課税の一体化について

平成25年度および平成27年度の税制改正により、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる課税方式の均衡化を図る観点から、公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子および譲渡損益ならびに上場株式等の金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとなりました。

※税制改正の詳細については、米子市ホームページをご参照ください。

問合せ 市民税課市民税係 ☎
23-5114、Eメール
shiminzei@city.yonagoi.jp

そろそろ申告の準備を始めませんか？

平成28年分

年末調整説明会を開催します

源泉徴収義務者の方を対象とした「平成28年分年末調整説明会」を次の日程で開催します。

開催日	開催時間	開催場所	対象者
11月16日(水)	午前10時～正午 午後1時30分～3時30分	米子市文化ホール メインホール	米子市の方 米子市以外の鳥取県西部地域の方

◎駐車場については、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

◎該当の開催時間にご都合がつかない場合には、ご都合の良い時間にご出席ください。

■問合せ 米子税務署 (☎32-4121)

年末調整・確定申告用の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が郵送されます

平成28年1月1日から12月31日までの間に納付した国民年金保険料は、所得税や住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成28年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、平成29年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するご質問は、次のねんきん加入者ダイヤルまたは米子年金事務所までお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル

0570-003-004 (ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合は

(☎03-6630-2525)

■問合せ 米子年金事務所

(☎34-6111 (内線2番)、FAX22-4842)

米子青色申告会専門家による

無料個別相談会

税務・経営・労働問題・年金・登記相談・成年後見・法的書類の作成・官公庁への諸手続などについて、税理士・司法書士・行政書士が無料で相談に応じます。予約不要。

■とき 11月15日(火)午後1時～3時30分

■ところ 米子商工会議所 7階 大会議室C
(加茂町2-204)

■問合せ 米子青色申告会 (☎22-5131)

電子申告のためのマイナンバーカードの申請はお早めに！

◆マイナンバーカードを取得するには1か月かかります

確定申告にe-Taxを利用される場合には、マイナンバーカードに登録する「署名用電子証明書」が必要になります。

マイナンバーカードは、専用の申請書を使って次の方法で申請してください。

①申請書に写真を貼って個人番号カード交付申請書受付センターへ郵送する方法

②「マイナンバーカード総合サイト」(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) にアクセスしてウェブ申請する方法

申請してから約1か月後に市民課窓口でマイナンバーカードをお受け取りいただけます。e-Taxの利用をお考えの方は、なるべくお早めに手続きをされるようお勧めします。

くわしくは市民課までお問い合わせください。

◆「署名用電子証明書」とは

「署名用電子証明書」とは、インターネットを通じて国や地方の行政機関が行なう電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するものです。マイナンバーカードの交付と同時に、またはカード取得後に申請してマイナンバーカードに登録できます。

◆住民基本台帳カードを利用されている方は

住民基本台帳カードに登録する電子証明書の更新は、平成27年12月をもって終了しましたが、住民基本台帳カードで既に登録されている電子証明書は、発行日から3年間までは使用することができます。平成26年2月以前に電子証明書を登録された方や住所異動等によって電子証明書が失効された方は、e-Taxの利用に住民基本台帳カードを使うことができません。平成28年度の確定申告にはマイナンバーカードが必要になりますのでご注意ください。

■問合せ 市民課

(☎23-5141、FAX23-5398)